東大阪市情報セキュリティ基本方針

１．目的

この方針は、本市の取り扱う情報資産の機密性、完全性、可用性を維持するために、本市の情報セキュリティを確保するための対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

２．定義

（１）コンピュータ

中央処理装置及び周辺装置から構成された機器で、電気記号を用いて情報の記憶、演算、加工、伝達等の処理を行うことにより多種の使用目的に応じる機器をいう。

（２）ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

（３）電磁的記録媒体

電磁的記録（電子的もしくは磁気的方式による記録）のための媒体。

（４）情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組をいう。

（５）情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

（６）情報セキュリティインシデント

望ましくない又は予期しない情報セキュリティ事象であって、業務の遂行及び情報セキュリティを脅かすものをいう。

（７）情報セキュリティポリシー

情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ対策基準をいう。

（８）アクセス

コンピュータ、ネットワーク及び情報システムを通じて、データの参照、変更等を行うことをいう。

（９）機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

（１０）完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

（１１）可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情

報にアクセスできる状態を確保することをいう。

（１２）コンピュータウイルス

コンピュータに侵入し、情報システムの正常な動作を意図的に妨げるプログラムをいう。

（１３）基本ネット

本市が管理運用する共通的なネットワークで、住民情報系オンラインネットワーク、電子行政ネットワーク（庁内ＬＡＮ）、総合行政ネットワーク（ＬＧＷＡＮ）をいう。

（１４）利用者ＩＤ

情報システムやネットワークを利用するときに、個人を識別するためにあらかじめ登録された文字列をいう。

３．対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

（１）不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等

（２）情報資産の無断持ち出し、目的外使用、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、プログラム上の欠陥、操作ミス、故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等

（３）地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等

（４）情報の提供先（外部提供・外部委託事業者等）からの情報漏えい

（５）大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等

（６）電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

４．適用範囲

（１）行政機関の範囲

本基本方針が適用される行政機関は、市長部局、上下水道局、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、監査委員及び議会事務局とする。

（２）情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

① ネットワーク、情報システム、これらに関する設備、電磁的記録媒体

② ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）

③ 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

５．職員等の遵守義務

本市の情報を取り扱う職員、会計年度任用職員、非常勤職員(以下「職員等」という。)は、情報セキュリティの重要性について共通の認識をもち、業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

６．情報セキュリティ対策

上記３の脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

（１）組織体制

本市の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する全庁的な組織体制を確立する。

（２）情報資産の分類と管理

本市の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を講じる。

（３）物理的セキュリティ

サーバ等の管理、情報システムの設置場所、通信回線及び職員等のパソコン並びに電磁的記録媒体等の管理について、物理的対策を講じる。

（４）人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項を定めると共に、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

（５）技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

（６）運用

情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、外部委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適切に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

７．情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

８．情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、情報セキュリティポリシーを見直す。

９．情報セキュリティ対策基準の策定

上記６，７及び８に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を策定する。

１０．情報セキュリティ実施手順の策定

情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順及び実施計画を策定するものとする。

附則（施行期日）

本基本方針は平成２０年１２月１日から施行する。

本基本方針は平成２８年２月２６日から施行する。